

に対して、格差是正を推進するということで、2008年から制度化されています。住んでいたふるさと、また、思い出

の場所、関心のある自治体に寄附することで、住民税や所得税から一定の控除を受けることができ

る制度であり、これによりふるさととの新しい関係づくりを促進するものです。市でも平成20年度から導入しており、寄附

の使い道は、環境保護に関する事業、地域教育力の向上に関する事業、地

域医療に関する事業から選択をしていただき、寄附をされる方の思いを具

体化できるように制度設計しています。

本年度からは、市外在住で、1万円以上の寄附をいただいた方に、特産

のイチゴと観光パンフレットを送付しています。

実績は、今年度2月10日現在で11件あり、さらに4件の申請があり、さらに

伸びています。

Q ふるさと納税の情報発信の方法はどうか。

A 総務部長 現在は、市のホームページ、チラシの配布を行っています。また、民間が運営するインターネット上のポータルサイトにも、市の情報を掲載しています。このサイトは、テレビ放映等の影響もあり、多くの方が閲覧しており、秋田、大阪等の遠方からも市へ寄附してくれました。多くいます。

Q 25年度からイチゴのプレゼントを行い、件数が伸びている。市でシテイセールスを行っているが、この納税制度との関連性を繋げてはどうか。

A 総務部長 シテイセールスには目的がございいます。市を知ってもらう、関心を持って観光に来ってもらう、最終的には、山武市に住んでいただくようにと考えています。そのためのかつかけになればよいと思います。

Q 今回の、「山武市」という商品を売り出すにあたり、販促グッズとして、イチゴを目玉商品として考えているところですか。

A 市の特産は、イチゴだけでなく、沢山ある。ホームページやチラシに市の特産を載せて、駅ナカ販売も行っている。そういうところで、チラシの配布を行うのもよいと思うがどうか。

Q 総務部長 ふるさと納税も、競争が激化しています。その中で、市を選んでいただくためのブランド商品は、いろいろ選択肢があってもよいと思います。参考にさせていただきます。

Q 昨年12月に社会保障制度改革プログラム法に

関する見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

市長の見解と市長の対応について

個人質問



蕨 眞 議員

前面に押し出した非常に危険な法律である。このプログラム法の理念についての市長の見解はどうか。

A 市長 基本的に国の財政が厳しい中で、多くの人々を社会保障で守っていかねばなりません。もう既に地方財政も圧迫しており、この先こういう制度の内容が自立や個人の努力の方に押し戻される可能性は、否定できないと思っております。

Q 医療分野では具体的にどんな影響が出てくるのか、主要なものについて確認したい質問をする。

A 医療分野では具体的にどんな影響が出てくるのか、主要なものについて確認したい質問をする。

Q 第3に、国民健康保険の運営主体を都道府県に移すことになっているが、山武市にとつて現在と比べて、国保税額など住民負担は増えるのか減るのか。また、市としてどんな見解なのか質問します。

A 市民部長 かなり前は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は611名、平成26年度分の負担増の総額は1千778万円です。5年分ですと8千890万円になります。

Q 第2に、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられるが、市内の対象者数と負担増の総額はどうか。

A 市民部長 後期高齢者支援分で2万円、介護納付金分で2万円引き上げられ、今77万円の最高限度額が81万円になります。平成24年中の所得で見ますと、対象世帯数は286世帯、負担増総額は643万円になります。

Q 第3に、国民健康保険の運営主体を都道府県に移すことになっているが、山武市にとつて現在と比べて、国保税額など住民負担は増えるのか減るのか。また、市としてどんな見解なのか質問します。

A 市民部長 かなり前は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな

は市にとって負担減にな